



第1回地域コミュニティブランド シンポジウム in 合志

地域コミュニティブランドは、星合隆成博士（崇城大学情報学部教授）が提唱する地域活性化・産業振興・コミュニティビジネスの具体的な手法であり、博士が1998年に提唱したブローカレス理論を理論的な支柱としています。シンポジウムでは、本市におけるコミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの創発、起業サポートを目的に、有識者による基調講演、パネルディスカッションを開催します。

とき **5月25日(土) 午後1時～4時**
ところ **ヴィーブル文化会館**

●参加費 **無料** (申込不要)

なお、当日は併せて市物産品のスィカやブランド品の販売を行ないます

●プログラム

1 基調講演 **星合 隆成**さん（崇城大学情報学部教授）
演 題 **「コストゼロからの起業、
組織は後からついてくる」**

2 パネルディスカッション

パネラー **小保方 貴之**さん（桐生布テク協会理事長）
小野 泰輔さん（熊本県副知事）
松尾 洋さん（株くまもと健康支援研究所代表取締役）
内村 安里さん（熊本 Apps !）
荒木 義行 合志市長

問い合わせ先 まちづくり戦略室(合志庁舎) ☎248-1028



星合隆成さん
プロフィール

ブローカレス理論提唱者
情報学者(工学博士)
崇城大学情報学部教授
早稲田大学大学院招聘研究員
元NTT研究所主幹研究員
(NTT参与)

こんにちは こちら 消費生活センターです

インターネット通販トラブル
ここに注意!

最近、海外のブランド品を通信販売で購入した際のトラブルが多発しています。トラブルの多くがお金を支払っても商品が届かないというものです。そこで、トラブルに遭わないための、通販サイトを見極める最低限のポイントを挙げてみました。

- ・連絡先として「住所」「電話番号」が記載されているか。
 - ・記載された「住所」は存在するか。
 - ・「電話番号」は本当につながるか。
 - ・価格は安すぎないか。
 - ・どんな場合に返品可能か。
 - ・サイトの日本語表記がおかしくないか。
- 消費者トラブルで困ったときや被害にあったときは、消費生活センターにご相談ください。

問い合わせ先

消費生活センター

(合志庁舎2階 総務課)

☎(248) 5442

相談受付時間

平日 午前10時～午後4時

人権擁護委員制度を「存」じですか

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です

問い合わせ先

人権啓発教育課(御代志市民センター) ☎(242) 1190

人権擁護委員は、市民の皆さんの人権が侵されないよう見守り、人権が侵されたときに相談相手になるなど、わたしたちの間に正しい人権の考え方を広める活動をしています。

また、人権が尊重される社会を実現するため、法務省と全国人権擁護委員連合会では、啓発活動の重点目標を「みんなで築こう 人権の世紀」(考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心)と定め、積極的な啓発活動を展開しています。

市には、市長から推薦され、法務大臣が委嘱した人権擁護委員が9人います。

平成25年度 合志市特設人権相談所開設

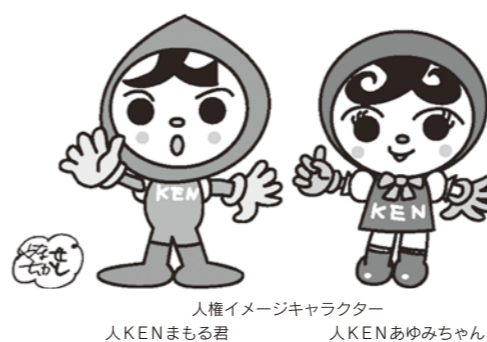
●とき

6月7日(金)、9月6日(金)
12月4日(水)
平成26年2月4日(火)
午前10時～午後3時

●ところ

泉ヶ丘市民センター・ふれあい館

※気軽に相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

退職(失業)による国民年金保険料の特例免除制度

問い合わせ先

健康づくり推進課 国保年金班(西合志庁舎) ☎(242) 1183
熊本西年金事務所 ☎(955) 32601

厚生年金や共済年金に加入していた人が20歳以上60歳未満で退職(失業)すると、国民年金の第1号被保険者になる手続きを行ない、月額15,040円の保険料を納めることになります。

一方、保険料を納めることが経済的に困難な人には、申請によって保険料の納付を免除される制度があり、免除申請する年度または前年度に退職(失業)した人は、特例免除制度を利用できます(退職には自己都合退職も含まれます)。この特例免除では、通常は審査の対象となる本人の所得を除外して審査が行なわれます。また、被扶養配偶者だった人も、配偶

者が特例免除に該当すれば、同時に免除申請をすることによって、免除が認められることになっています。ただし、世帯主などに一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

手続きに必要なもの

- ①年金手帳など基礎年金番号がわかるもの
- ②認め印(本人が署名する場合は不要)
- ③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票など)

国民年金保険料の免除期間・猶予期間がある人へ 「追納」をおすすめします

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、これらの期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納の申し込みは、熊本西年金事務所までお願いします。